

○総務省令第六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十四条の九、第一百七十四条の四十九及び第一百七十八条の四の規定に基づき、自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十日

総務大臣 林 芳正

自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令等の一部を改正する省令

（自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令の一部改正）

第一条 自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げ

る対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章〕第五章 略</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章〕第五章 略</p>
<p>附則</p>	<p>第六章 電子情報処理組織による提出等の手続等（第五十条―第五十二条）</p> <p>附則</p>
<p>（調停の期日及び場所）</p> <p>第六条 「略」</p>	<p>（調停の期日及び場所）</p> <p>第六条 「同上」</p>
<p>〔2 略〕</p> <p>3 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、調停の場所とは別の場所にいる自治紛争処理委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、調停に出席させることができる。</p> <p>4 自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、調停の場所とは別の場所にいる当事者又は関係人を前項の方法によって、調停に出席させることができる。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>（参考人の陳述等）</p> <p>第十条 「略」</p> <p>2 自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、調停の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、調停に出席させることができる。</p>	<p>（参考人の陳述等）</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>〔新設〕</p>
<p>（合議）</p> <p>第十三条 「略」</p> <p>一 第六条第四項に規定する方法によって当事者又は関係人を出席させる決定</p> <p>二 「略」</p> <p>三 第十条第一項の規定による参考人による陳述若しくは鑑定人による鑑定の依頼の決定又は同条第二項に規定する方法によって参考人若しくは鑑定人を出席させる決定</p>	<p>（合議）</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>一 「新設」</p> <p>二 「同上」</p> <p>二 第十条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定</p>
<p>（答弁書の提出）</p> <p>第十六条 代表自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の三第一項から第三項までに規定する都道府県の関与に関する審査の申出に係る事件が審査に付された場合には、相手方である都道府県の行政庁に対し、相当の期間を定めて答弁書の提出を求めることができる。</p>	<p>（答弁書の提出）</p> <p>第十六条 代表自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の三第一項から第三項までに規定する都道府県の関与に関する審査の申出に係る事件が審査に付された場合には、審査申出書の写しを相手方である都道府県の行政庁に送付し、相当の期間を定めて答弁書の提出を求めることができる。</p>

〔削る〕
〔削る〕

(反論書の提出)

第十七条 審査の申出を行った市町村長その他の市町村の執行機関は、答弁書に対する反論書を提出することができる。この場合において、代表自治紛争処理委員が、反論書を提出すべき相
当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(審査の期日及び場所)

第十八条 〔略〕

〔2〕4 略〕

5] 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審査の場所とは別の場所にいる自治
紛争処理委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが
できる方法によって、審査に出席させることができる。

6] 自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審査の場所とは別の場所にいる当事者を
前項の方法によって、審査に出席させることができる。

(関係行政機関の参加)

第十九条 〔略〕

〔2〕3 略〕

4 前条第二項、第四項及び第六項の規定は、参加行政機関について準用する。

(当事者等が作成した書面の送付)

第二十一条 当事者等は、自治紛争処理委員に提出した全ての書面又は証拠書類(以下「提出書
面等」という。)の写しを、遅滞なく、その他の当事者等に送付しなければならない。

2 前項の規定による提出書面等の写しの送付を受けた当事者等は、当該提出書面等の写しを受
領した旨を記載した書面を自治紛争処理委員に提出しなければならない。

3] 前二項の規定は、法第二百五十一条の三第三項から第三項までの規定により総務大臣に提出
した審査申出書について準用する。

(呼出状)

第三十一条 〔略〕

〔一〕四 略〕

2] 自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審査の場所とは別の場所にいる参考人又
は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができ

2] 答弁書は、正副二通を提出しなければならない。
3] 代表自治紛争処理委員は、相手方である都道府県の行政庁から答弁書の提出があつた場合は
、その副本を当該審査の申出を行った市町村長その他の市町村の執行機関に送付しなければ
ならない。

(反論書の提出)

第十七条 審査の申出を行った市町村長その他の市町村の執行機関は、前条第三項の規定により
答弁書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合
において、代表自治紛争処理委員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期
間内にこれを提出しなければならない。

(審査の期日及び場所)

第十八条 〔同上〕

〔2〕4 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

(関係行政機関の参加)

第十九条 〔同上〕

〔2〕3 同上〕

4 前条第二項及び第四項の規定は、参加行政機関について準用する。

(当事者等が作成した書面の送付)

第二十一条 当事者等は、自治紛争処理委員に提出したすべての書面を、遅滞なく、その他の当
事者等に送付しなければならない。

2 前項の規定による書面の送付を受けた当事者等は、当該書面を受領した旨を記載した書面を
自治紛争処理委員に提出しなければならない。

〔新設〕

(呼出状)

第三十一条 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

〔新設〕

る方法によって、審査に出席させることができる。

(検証の申立て)

第三十五条 [略]

〔2 略〕

3|| 自治紛争処理委員は、当事者等に異議がない場合であつて、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によつて、検証をすることができる。

(合議)

第四十一条 [略]

〔一 略〕

二 第十八条第二項の規定による当事者に出席を求める決定又は同条第六項に規定する方法によつて当事者を出席させる決定（第十九条第四項の規定により準用して行つた決定を含む。）

〔三・四 略〕

五 第三十一条第一項の規定による参考人若しくは鑑定人に出席を求める決定又は同条第二項に規定する方法によつて参考人若しくは鑑定人を出席させる決定（第三十六条の規定により準用して行つた決定を含む。）

〔六 略〕

七 第三十五条第二項の規定による検証について当事者等の立ち会いを認める決定又は同条第三項に規定する方法によつて検証を行う決定

〔八・九 略〕

(処理方針を定めるための審議の期日及び場所)

第四十三条 [略]

〔2 略〕

3|| 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方針を定めるための審議の場所とは別の場所にいる自治紛争処理委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、審議に出席させることができる。

4|| 自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方針を定めるための審議の場所とは別の場所にいる当事者又は関係人を前項の方法によつて、審議に出席させることができる。

(参考人の陳述等)

第四十七条 [略]

2|| 自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方針を定めるための審議の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、審議に出席させることができる。

(検証の申立て)

第三十五条 [同上]

〔2 同上〕

〔新設〕

(合議)

第四十一条 [同上]

〔一 同上〕

二 第十八条第二項の規定による当事者に出席を求める決定（第十九条第四項の規定により準用して行つた決定を含む。）

〔三・四 同上〕

五 第三十一条の規定による参考人又は鑑定人に出席を求める決定（第三十六条の規定により準用して行つた決定を含む。）

〔六 同上〕

七 第三十五条第二項の規定による検証について当事者等の立ち会いを認める決定

〔八・九 同上〕

(処理方針を定めるための審議の期日及び場所)

第四十三条 [同上]

〔2 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

(参考人の陳述等)

第四十七条 [同上]

〔新設〕

(合議)

第四十九条 「略」

一 第四十三条第四項に規定する方法によって当事者又は関係人を出席させる決定

二 「略」

三 第四十七条第一項の規定による参考人による陳述若しくは鑑定人による鑑定の依頼の決定

又は同条第二項に規定する方法によって参考人若しくは鑑定人を出席させる決定

〔削る〕

(合議)

第四十九条 「同上」

一 「新設」

二 「同上」

三 第四十七条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

第六章 電子情報処理組織による提出等の手続等

(電子情報処理組織による提出等の手続の方式等)

第五十条 この省令に規定する提出、送付、申立て及び届出の手続(以下この条及び次条において「提出等の手続」という。)のうち、書面等(第七条に規定する書面、第十六条第一項に規定する答弁書、第十七条に規定する反論書、第十八条第二項に規定する通知書、第十九条第一項、第二十条及び第二十一条に規定する書面、第二十六条及び第三十三条に規定する文書並びに第四十四条に規定する書面をいう。以下同じ。)により行うこととしているものについては、この省令の規定にかかわらず、電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手続を行う者は、当該提出等の手続を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、その手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手続を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(同項第二号に規定する電子証明書をいう。)と併せてこれを送信しなければならない。

(電子情報処理組織による提出等の手続の効果等)

第五十一条 前条第一項の規定により行われた提出等の手続については、書面等により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

2 前条第一項の規定により第十六条第一項に規定する答弁書の提出が行われた場合においては、答弁書の正副二通が提出されたものとみなす。

3 前条第一項の規定により行われた提出等の手続は、その相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。

(審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合における特例)

第五十二条 法第二百五十一条の三第一項から第三項までに規定する都道府県の関与に関する審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合には、審査申出書に記載すべきこととさ

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>れている事項についての情報を電子情報処理組織を使用して相手方である都道府県の行政庁に送信することをもって第十六条第一項に規定する審査申出書の写しの送付に代えることができる。</p> <p>2 第五十条第三項の規定は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。</p>
---	---

(地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手續に関する省令の一部改正)

第二条 地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手續に関する省令(平成二十七年総務省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>(会議の招集)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 代表指定都市都道府県勧告調整委員は、必要があると認めるときは、会議の場所とは別の場所にいる指定都市都道府県勧告調整委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、会議に出席させることができる。</p> <p>5 指定都市都道府県勧告調整委員は、必要があると認めるときは、会議の場所とは別の場所にいる指定都市の市長若しくは包括都道府県の知事又は関係人を前項の方法によって、会議に出席させることができる。</p> <p>(参考人の陳述等)</p> <p>第九条 [略]</p> <p>2 指定都市都道府県勧告調整委員は、必要があると認めるときは、会議の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、会議に出席させることができる。</p> <p>(指定都市都道府県勧告調整委員の合議)</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>一 第六条第五項に規定する方法によって指定都市の市長若しくは包括都道府県の知事又は関係人を会議に出席させることの決定</p> <p>二 [略]</p> <p>三 第九条第一項の規定による参考人による陳述若しくは鑑定人による鑑定の依頼の決定又は同条第二項に規定する方法によって会議に出席させることの決定</p> <p>[削る]</p>		<p>(会議の招集)</p> <p>第六条 [同上]</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(参考人の陳述等)</p> <p>第九条 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>(指定都市都道府県勧告調整委員の合議)</p> <p>第十一条 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第九条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定</p> <p>(電子情報処理組織による届出の方式等)</p> <p>第十三条 前条の規定による届出(以下単に「届出」という。)については、同条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用し行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、当該届出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、その届出を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。)</p>	

<p>「削る」</p>	<p>を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第二項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。</p> <p>（電子情報処理組織による届出の効果等）</p> <p>第十四条 前条第一項の規定により行われた届出については、書面により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。</p> <p>2 前条第一項の規定により行われた届出は、その相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（地方自治法第二百五十五條の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令の一部改正）

第三条 地方自治法第二百五十五條の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令（平成二十八年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(審理の期日及び場所)</p> <p>第五条 [略]</p> <p>[2・4 略]</p> <p>5] 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審理の場所とは別の場所にいる自治紛争処理委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、審理に出席させることができる。</p> <p>6] 自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審理の場所とは別の場所にいる当事者を前項の方法によって、審理に出席させることができる。</p> <p>(利害関係人の参加)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 前条第二項、第四項及び第六項の規定は、参加人について準用する。</p> <p>(呼出状)</p> <p>第十八条 [略]</p> <p>[一・四 略]</p> <p>2] 自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審理の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、審理に出席させることができる。</p> <p>(検証の申立て)</p> <p>第二十条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3] 自治紛争処理委員は、当事者等に異議がない場合であつて、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によって、検証を行うことができる。</p> <p>(合議)</p> <p>第二十二条 [略]</p> <p>一 第五条第二項の規定による当事者に出席を求める決定又は同条第六項に規定する方法によつて当事者を出席させる決定(第六条第四項の規定により準用して行う決定を含む。)</p> <p>[二・三 略]</p> <p>四 第十八条第一項の規定による参考人若しくは鑑定人に出席を求める決定又は同条第二項に規定する方法によつて参考人若しくは鑑定人を出席させる決定</p>	<p>(審理の期日及び場所)</p> <p>第五条 [同上]</p> <p>[2・4 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(利害関係人の参加)</p> <p>第六条 [同上]</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>4 前条第二項及び第四項の規定は、参加人について準用する。</p> <p>(呼出状)</p> <p>第十八条 [同上]</p> <p>[一・四 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>(検証の申立て)</p> <p>第二十条 [同上]</p> <p>[2 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>(合議)</p> <p>第二十二条 [同上]</p> <p>一 第五条第二項の規定による当事者に出席を求める決定(第六条第四項の規定により準用して行う決定を含む。)</p> <p>[二・三 同上]</p> <p>四 第十八条の規定による参考人又は鑑定人に出席を求める決定</p>

〔五 略〕

六 第二十条第二項の規定による検証について審理関係人の立会いを認める決定又は同条第三項に規定する方法によつて検証をする決定

〔五 同上〕

六 第二十条第二項の規定による検証について審理関係人の立会いを認める決定

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和八年五月二十一日から施行する。